

# 4 燃え殻、汚泥等の安全性確認事務手続

## 「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」に基づく事前承認

### (1) 事前承認の手順

- ★ 搬入希望者が搬入予定の産業廃棄物について有害物質の溶出試験等を事前に行い、受入判定基準（15ページ（3）参照）に適合しているか確認することを目的とした制度です。なお、**産業廃棄物搬入確認書が交付されていても、この事前承認手続が完了していなければ、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場へ搬入することはできません。**
- ★ **次の種類の産業廃棄物を搬入する場合に必要となる手続です。**
  - ☆ 燃え殻 ☆ 汚泥 ☆ 鉍さい ☆ ばいじん ☆ その他特に市長が適当と認めたもの
- ★ 産業廃棄物対策課への「搬入する産業廃棄物のサンプル」及び「産業廃棄物分析調査報告書」（両面刷り）の提出をもって承認申請し、同課による報告書へ必要事項記入及び押印をもって承認されます。なお、承認は要決裁のため、**手続完了までは提出後1～2週間程度の期間を要します。**

#### 事前承認手続の手順

① 試料の採取	搬入予定の産業廃棄物を適量採取して二分し、一方は分析機関に溶出試験等を依頼し、他方（約300g）は本市提出用試料として仮保管します。なお、試料の採取及び保管にあたっては、測定対象物質の欠損または異物混入がないよう必要な措置を講じてください。 また、試料採取日は、必ず記録しておいてください（後に報告書への記載事項となります）。
② 試料の分析	分析機関に試料の分析を依頼します。
分析機関	濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者の機関に委託することを原則とします。
分析項目	一般性状試験 次項目を必ず分析してください。 固型分、水分、pH、ルマルキサン抽出物質含有量、熱しやく減量、不溶成分
分析方法	溶出試験及び含有量試験 別表「埋立処分に係る分析項目」（14ページ参照）により分析項目を決定します。なお、省略できる項目もありますので、事前に産業廃棄物対策課にお問い合わせください。
	一般性状試験 別表「一般性状試験の分析方法」（14ページ参照）のとおりです。
	溶出試験 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号、以降省略）第1～3のとおりです。なお、南本牧処分場は、「海面埋立処分」に該当します。
	含有量試験（水銀又はその化合物） 「水銀廃棄物ガイドライン」を参照の上、適切な方法で行ってください。
	含有量試験（ダイオキシン類） 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」第4のとおりです。
	含有量試験（その他の項目） 産業廃棄物の種類に関わらず、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」第1～3における「海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥」に倣って分析してください。
③ 分析結果の確認	分析結果と受入基準を照合してください。 <b>基準超過の場合は、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場にその廃棄物を搬入することができません。</b>
④ 産業廃棄物分析調査報告書の記入	産業廃棄物分析調査報告書（両面刷）に必要事項を記入します。
表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 当該廃棄物の排出事業者が記入してください。</li> <li>★ 「試料採取日」は、承認期限を決定する重要な記載事項です。</li> <li>★ 「廃棄物の発生工程及び処理工程」は、できるだけ詳細に図式で記入し、欄内に記入しきれない場合は、別紙として図面等を添付してください。また、排出事業者の所在地と廃棄物発生場所が異なる場合は、括弧内に発生場所の住所を記入してください。</li> </ul>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 分析機関が記入してください。</li> <li>★ 分析結果以外にも、色や臭気等の「試料の性状」を該当欄に記入してください。</li> <li>★ 分析結果が定量限界以下の場合は、「ND」や「不検出」と記入するだけでなく、その試験方法における定量下限値も具体的に記入してください。</li> </ul>
⑤ 産業廃棄物対策課への書類提出	<p>必要書類等を産業廃棄物対策課に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物分析調査報告書 3部（④で記入したもの）</li> <li>・ 分析試料 300g程度（①で分取したもの）</li> <li>・ 返信用封筒（必要額の切手を貼り、返信先を明記したもの）[来庁により副本返却を受ける場合は不要です。]</li> </ul>
<b>事務処理期間 1～2週間</b>	
⑥ 産業廃棄物分析調査報告書の副本返却	産業廃棄物分析調査報告書の副本（承認印が押印され、必要事項が記入されたもの）を返却します。⑤で返信用封筒を提出した場合は、郵送により返却します。返信用封筒の提出がない場合は、返却のために来庁願います。
※ 承認期限は、試料採取月から1年間となります。例）平成30年4月2日採取 → 承認期限は平成31年4月30日	